「三重県議会基本条例と政務調査費の意義づけ」について

議員報酬等に関する在り方調査会最終報告 第2 1 (3)

イ 「政務」にかかわらせている点について(最終報告 P.70 ~ 71)

政務調査費はその「政務」も「調査」も明確な定義がないため、会派や議員による政務 調査活動にはあいまいさが付きまとっている。全国の地方議会では、概して、政務調査費 は、議案の審査や政策提言等に要する調査研究が主な使途であると解されているといえる。 しかし、この点も必ずしも明確ではない。

【三重県議会基本条例引用】

条例は、一貫して、政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強調している。

合議体である議会が、こうした任務を的確に果たしていくためには、合議体の構成員である議員や議員が結成する会派のレベルでも対応しなければいけない活動が存在する。機関としての活動の経費には議会の経費が充てられているのに対し、会派や議員の活動にも経費が必要であり、その役割を果たしているのが政務調査費であるといえる。

三重県議会基本条例(平成18年 三重県条例第83号)引用条文

- 第四条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。
- 第五条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 第六条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立 案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の 機関である議会の役割を果たさなければならない。
- 第七条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、 県民に対して説明する責務を有する。
- 第八条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。
- 第十条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立 案及び政策提言を行うものとする。
- 第十一条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する 議会の機能を強化するものとする。

ウ 会派の政策形成機能と政務調査費(最終報告書 P.71)

議会基本条例第5条では、「会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする」となっている。会派は、「政策立案、政策決定、政策提言等に関し」その間で調整を行い、合意形成に努めるものとされているから、各会派が、政策の形成と調整の担い手であると考えられているといえる。

そこで、三重県議会においては政務調査費における「政務」の意味を、議会の政策立案、政策決定及び政策提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が発揮でき、さらに強化される方向で、政務調査費の在り方を考えてみてはどうかと考える。そのために、政務調査費の支給対象は会派としてはどうか。これには条例改正を必要とする。その際、政策の立案及び提言の活動の範囲をどう設定するかが問題になる。各会派単位での既存政策の研究、新たな政策課題の発見、政策課題の解決方向の検討、立案化、県民への説明、会派間での意見交換・共同立案、提出された議案に関する判断材料の収集や分析・評価などが考えられるが、そのために専門調査員の採用や外部有識者の意見聴取もあってよい。

以上のように、<u>将来に向けての本調査会の提案は、合議体としての議会の機能を強化する観点から、政策の形成・決定・調整・合意形成を行う会派の活動を「政務」と意義</u>付け、それに必要な条例改正を行ってはどうかというものである。

なお、全国都道府県議会議長会も「議会機能の充実強化を求める緊急要請」(平成22年1月21日)の中で、「調査研究」に特化している政務調査費制度を見直し、幅広い議員活動等に充てることができるよう法律改正を行うことを求めている。

地方自治法(昭和22年 法律第67号)(抜粋)

【改正後】

第百条 (略)

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てられる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

三重県議会基本条例(抜粋)

第四条 (略)

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 (略)